

知的財産契約の実務（第21回）

知的財産契約における営業秘密・ノウハウの保護・管理 —営業秘密・ノウハウの保護・管理の重要性を考慮して—



青山学院大学法学部特別招聘教授
石田 正泰

目次

はじめに

I 営業秘密・ノウハウの保護

1. 知的財産・知的財産権としての営業秘密・ノウハウ
2. 不正競争防止法による営業秘密の保護
3. 営業秘密の保護に関する実務的課題
4. 特許出願かノウハウキープか

II 知的財産契約における営業秘密・ノウハウの管理

1. 企業経営における営業秘密・ノウハウの管理
2. 営業秘密・ノウハウの取扱い基準
3. 共同研究開発と営業秘密
4. 営業秘密・ノウハウと先使用权
5. 雇用の流動性と営業秘密・ノウハウ
6. オープンイノベーション下における営業秘密・ノウハウ

III 営業秘密・ノウハウの保護・管理実務

1. ノウハウライセンス契約と技術者のスピナウト
2. ノウハウとエスクロウ契約の留意点
3. 知的財産情報開示：方向性と企業の対応
4. 企業経営におけるノウハウの位置付け - 技術力 -
5. ノウハウライセンス契約
6. ライセンス契約におけるライセンシーの不競争義務問題
7. ノウハウライセンス契約における特許権の取扱い問題

まとめ

はじめに

現在、わが国においては、企業の持続的発展、それに基づいた国の国際的競争力等の観点から知的財産を重視した諸施策が積極的に推進されている。知的財産施策において重要な位置を占める「営業秘密」が「知的財産基本法」により知的財産、知的財産権として認知されたことは、極めて重要な意味を有する。なお、営業秘密はノウハウと同意語と言われている。

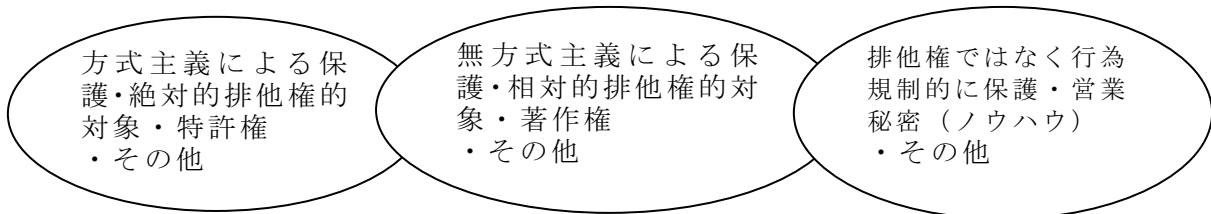
I 営業秘密・ノウハウの保護

1. 知的財産・知的財産権としての営業秘密・ノウハウ

知的財産・知的財産権とは何かについては、従来多様な考え方があったが、平成15年3月1日に施行された知的財産基本法の第2条において、知的財産 (Intellectual Property) ・知的財産権 (Intellectual Property Right) が、それぞれ定義された。

知的財産とは、「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」であり、知的財産権とは、「特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利」と定義している。営業秘密は、知的財産基本法により知的財産・知的財産権とされたが、不正競争防止法においては、「営業秘密権」のように認知されていない。

< 知的財産権の3区分 >



	特許権	著作者の権利	営業秘密
権利の内容	財産権	人格権+財産権	不正競争防止権
権利の享有	方式主義保護	無方式主義保護	行為規制的保護
公開の要否	公開が原則	公開は任意	非公開が大前提
保護の主体	発明者（自然人）	著作者（自然人・法人）	保有者（自然人・法人）

2. 不正競争防止法による営業秘密の保護

(1) 営業秘密の定義（第2条6項）

この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

(2) 保護の趣旨

技術革新の進展や経済のソフト化、サービス化は、技術ノウハウや顧客リスト、販売マニュアル